



各 位

平成21年5月14日

会社名  日本タングステン株式会社

代表者名 取締役社長 吉田省三
(コード番号6998 東証2部、福証)

問合せ先 総務人事部長 大島正信
(TEL092-415-5500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり平成21年6月26日開催予定の第98期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
- ①決済合理化法附則第6条により、当社は同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第7条、第8条第2項を削除するとともに、現行定款第11条第3項から株券喪失登録簿に関する文言を削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ②決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第9条および第11条第3項の「実質株主」および「実質株主名簿」に関する文言を削除するものであります。
 - ③株式取扱規則において、株主権の行使の手續に関する事項が定められていることを明確にするため、現行定款第10条に文言を追加するものであります。
- (2) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第8条</u> (条文省略) <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> (条文省略) 2. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) <u>第7条</u> (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則) <u>第9条</u> 当社における株主権行使の<u>他</u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第<u>12</u>条 ） （条文省略） 第<u>47</u>条 （新設） （新設） （新設）</p>	<p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第<u>11</u>条 ） （現行どおり） 第<u>46</u>条 附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>本附則第1条および本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上